

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定代理納付者の指定内容の変更【総務局行政経営部行政経営課】

2

北九州市告示第 3 8 1 号

公の施設における使用料の納付について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 第 6 項の規定による指定代理納付者の指定の内容を変更したので、北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 2 4 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 1 0 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

変更前	指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
	名 称	住 所	
	P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀 尾井町 1 番 3 号	令和 2 年 6 月 2 6 日から 同年 9 月 3 0 日まで
変更後	指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
	名 称	住 所	
	P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀 尾井町 1 番 3 号	令和 2 年 6 月 2 6 日から 令和 3 年 9 月 3 0 日まで